

# 令和4年度 沖縄芸能マグネットコンテンツ育成事業募集要項

## 1 事業目的

沖縄の特色ある伝統行事や伝統芸能に代表される多様で豊かな文化資源を活用した新たな観光メニューを確立させるため、旅行商品の造成に向けて関係機関と連携を図りながら、芸術性や芸能性、エンターテインメント性が高い舞台公演を実施し、沖縄観光の誘客を図ることを目的とする。

## 2 応募対象作品

応募対象作品は、以下のとおりとする。

### 対象作品（2作品）

県の文化観光戦略推進事業（平成24年度～令和3年度）において制作・上演されてきた「沖縄芸能マグネットコンテンツ公演」作品のように、沖縄の文化資源を主な構成要素とした芸術性や芸能性、エンターテインメント性の高い舞台公演で、沖縄文化に親しみや誇りを持つことができる作品。

## 3 応募要件

### (1) 作品要件

ア 上演時間が60分前後（ワークショップ等の時間も含む）であること。

イ 「2 応募対象作品」のうち、これまでに、下記①～④のいずれかにおいて上演実績がある作品。

① 国又は地方公共団体等（独立行政法人、公益法人を含む、以下同じ）が実施する事業における公演。

② 公立文化施設（劇場等）が実施する自主事業における公演。

③ 国又は地方公共団体等が実施又は支援した演劇フェスティバルにおける公演。

④ 国又は地方公共団体等の支援（補助金などの資金援助）を受けた公演。

ウ イの上演実績がある作品をリニューアルした作品またはこれまでに上演実績の無い作品を応募する場合は「2 応募対象作品」の要件を満たすものであること。

エ 「令和4年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業」（以下、「魅力アップ支援事業」という。）において、文化コンテンツを含む旅行商品造成プログラムモデルを構築するために設置するワーキンググループにおける意見等を踏まえ、必要に応じて作品内容及び演出のブラッシュアップを行える作品であること。

### (2) 応募資格

応募者は下記を満たす団体とする。

ア 団体設立3年以上、かつ活動実績を有すること。

イ 沖縄における新たな観光コンテンツとして応募作品の自走化を目指した取り組みを行える者。

ウ 魅力アップ支援事業において、文化コンテンツを含む旅行商品造成プログラムモデルを構築するために設置するワーキンググループに参加し、連携を図ることがで

きる者。

エ 公演会場の手配・管理及び公演の実施に係る広報周知等の誘客プロモーションを実施し、公演鑑賞者を対象としたアンケート調査及び集計・分析など事業効果の測定を行い報告できる者。

オ 本事業での公演実施にあたり、複数名の担当者を配置するとともに役割分担を明確にするなど、円滑な公演実施を可能とする体制を整えることができる者。

カ 1応募者につき、応募は1件であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規程する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者ではないこと。

#### 4 公演実施概要

公演は、下記により実施する。

##### (1) 公演実施日及び会場（予定）

ア 公演の実施日については、公演を魅力アップ支援事業における旅行商品造成プログラムモデル構築の実証の場としても位置づけるものとするところから、魅力アップ支援事業のワーキンググループにおける検討内容が反映できるよう令和4年10月以降に実施するものとし、候補日を提案すること。

イ 会場については、観光客の誘客を図るため、モノレールやバスなどの公共交通機関を主として利用する観光客にとってアクセスの良い場所を考慮して、候補会場を提案すること。

##### (2) 公演実施方法

ア 観光客の誘客が期待できる土曜日、日曜日の週末に実施するものとし、適切な開演時間を提案すること。

イ 1団体につき、2公演の開催とするが、予算の範囲内でそれ以上の公演を開催することを妨げるものではない。

ウ 各会場における舞台仕込み（張り出し舞台設置含む）は、原則、公演日の前日に行うものとする。

##### (3) チケット販売

ア 入場料は、一般2,500円、高校生以下2,000円とし、原則全席自由とする。

イ チケット販売においては、チケットングシステムによる販売（販売手数料10%程度を想定）、旅行代理店及びオプションツアー取扱サイト等による販売（販売手数料20%を上限）を行うこととする。

ウ 入場料の各種割引サービスについては、公演実施団体の選定後、ワーキンググループ及び各団体と調整し、決定する（団体割引、障がい者割引等）。

エ 各公演のチケットは、旅行商品造成プログラムモデル構築の実証等に活用するため、10枚程度を魅力アップ支援事業の受託事業者である公益財団法人沖縄県文化振

興会に提供することとする。

## 5 補助対象経費及び上限額

### (1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、本事業実施にあたり直接要する経費とし、その主な経費は次のとおりとする。

費目	主な内容	
人件費	職員人件費、事務補助員等賃金	
事業費	謝金	演出料、演者等出演料、舞台監督料、演技指導料
	旅費	スタッフ旅費
	印刷製本費	ポスター等印刷費、コピー料
	通信運搬費	郵送料、切手購入費*
	役務費	広告宣伝費、原稿料、通訳・翻訳費、保険料、検査費
	使用料・賃借料	稽古場使用料、付帯設備使用料、衣装・楽器等レンタル料
	消耗品費	1品あたり3万円未満の物品購入費
	備品購入費	1品あたり3万円以上の物品購入費
	委託料	舞台設営費、照明・音響等企画制作料

### (2) 対象外経費の具体例

ア 消費税及び地方消費税相当分並びに振込手数料

イ 食糧費

ウ 切手購入は原則として認めない。ただし、宛先及び送付物等を記録した切手利用簿等を作成し、切手利用に関する管理を適切に行っている場合は除く。

エ 補助対象期間外に要した経費（補助交付決定前、または事業終了日以降に要した経費）。

### (3) 補助上限額

2,500,000円

### (4) 補助額の算定

補助額は、補助対象経費から公演実施に伴う収入額（税抜）を控除した額（A）、補助対象経費に補助率80%を乗じた額（B）、または補助上限額（C）のいずれか低い額を補助金の額とする。

【例1】

補助対象経費 400万円、入場料収入 100万円

A : 400万円 - 100万円 = 300万円、B : 400万円 × 0.8 = 320万円、C : 250万円

B > A > C なので、補助額は、C : 250万円

【例2】

補助対象経費 300万円、入場料収入 100万円

A : 300万円 - 100万円 = 200万円、B : 300万円 × 0.8 = 240万円、C : 250万円

C > B > A なので、補助額は、A : 200万円

【例3】

補助対象経費 300万円、入場料収入 40万円

A : 300万円 - 40万円 = 260万円、B : 300万円 × 0.8 = 240万円、C : 250万円

A > C > B なので、補助額は、B : 240万円

## 6 手続き及びスケジュール

### (1) 公募説明会

ア 開催日時：令和4年4月21日（木）10：00～11：00

イ 開催場所：沖縄県庁13階第3会議室

ウ 参加申込：「公募説明会参加申込書【様式7】」を令和4年4月20日（水）17時までに、E-mail又はFAXで提出すること。

提出先：沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 文化企画班

E-mail：aa058106@pref.okinawa.lg.jp FAX：098-866-2122

※説明会への参加に際しては、添付の募集要項等を印刷の上、持参すること。

また、説明会参加は応募申請の要件ではない。

### (2) 応募に係る質問事項受付期間

「質問書【様式8】」を令和4年4月21日（木）から4月28日（木）17時までに、E-mail又はFAXで提出すること。回答は、質問者に対してメール又はFAXで行う他、全質問及び当該質問に対する回答を令和4年5月6日（金）に、沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課ホームページに掲載する。

提出先：沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 文化企画班

E-mail：aa058106@pref.okinawa.lg.jp FAX：098-866-2122

### (3) 応募申請書等の提出

ア 提出期限：令和4年5月12日（木）17時（必着）

イ 提出場所：沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課文化企画班（沖縄県庁8階）

※持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するよう送付すること。

### (4) 補助事業者の選定

沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課において第一次審査（書類審査）を実施した上で、第二次審査（プレゼンテーション審査）として、沖縄県文化観光スポーツ部内に設置する公演企画選定委員会において審査を実施する。

ア 第一次審査結果通知：令和4年5月13日（金）

選定された事業者に対しては、第二次審査の場所と時間を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。

## イ 第二次審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーションでは、提出資料により説明を行うこととし、審査当日の資料の追加提出やプロジェクター等を使用した説明は認めない。プレゼンテーションは1者あたり15分～20分程度を予定。

日 時：令和4年5月19日（木）10時00分～12時00分 予定

場 所：沖縄県庁内会議室

## 7 応募申請に係る提出書類

### (1) 提出書類

本事業に係る応募申請にあたり、次の書類を提出すること。

#### ア 応募申請書【様式1】

#### イ 公演企画書【様式2-1、2-2】

・公演実績について、公演実施にあたって活用した補助事業等を記載すること。

#### ウ 事業実施体制【様式3】

#### エ 演出家経歴書【様式4】

・A4判1枚に収まるように作成すること。

・演出作品の内容確認のため、チラシ等作品内容が確認出来る資料を添付することとし、A4判（縦）1～2枚程度に収めること。

#### オ 収支計画書【様式5】

・収支内訳における各費目については、積算条件が確認出来るよう、摘要欄に単価、数量等を明記すること。

#### カ 誓約書【様式6】

### (2) 提出部数

各8部（正本1部、副本7部、ア～カの順で編綴（片面印刷、左上1箇所綴じ））

### (3) その他提出物

応募作品映像：過去に実施した公演映像（ダイジェスト版3分以内及びフルバージョン版）をDVDで2枚提出すること。なお、上演実績の無い作品を応募する場合、作品内容を理解する手助けとなる映像がある場合は、必要に応じて提出すること。

## 8 審査方法及び審査結果の通知

### (1) 審査方法

沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課において第一次審査（書類審査）を実施した上で、第二次審査（プレゼンテーション審査）として、沖縄県文化観光スポーツ部内に設置する公演企画選定委員会において審査を実施する。

### (2) 選定結果の通知

審査会終了後にメールで通知するとともに、採択（不採択）決定通知書を送付する。

### (3) 審査内容の公開

審査内容及び決定の経緯や理由、審査員に関する情報等については公開しない。

## 9 公募申請に係るその他留意事項等

### (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

#### ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 募集要項に違反すると認められる場合
  - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、認めない。
  - (4) 応募申請書等の作成に要する経費等、本事業への応募申請に要した経費については、申請者の負担とする。
  - (5) 提出された応募申請書等については返却しない。
  - (6) 採択された公演企画については、事業実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
  - (7) 複数団体が同一の公演実施日を希望する場合は、日程調整を実施した上で、公演企画を採択する。なお、日程調整における優先順位は、公演企画選定委員会において決定するものとする。

## 10 事業実施に係る留意事項

- (1) 公演実施団体は以下の取組を自ら実施するよう留意すること。
  - ア 公演会場の手配・管理
  - イ 公演の実施に係る広報周知等のプロモーション
  - ウ チケットシステムの利用
  - エ 公演鑑賞者を対象としたアンケートの実施及び集計・分析
- (2) プロモーションの取組事例（参考）
  - ア 観光関連雑誌、イベント情報誌への記事掲載
  - イ 観光情報WEBサイトへの記事掲載、観光情報SNSでの記事投稿
  - ウ 旅行代理店との連携（チケット預託販売、公演ガイド等の設置）
  - エ 飲食店・観光施設・公共掲示板等への公演ガイド設置・ポスター掲示
  - オ 宿泊施設への公演ガイド等設置、県内外でのPRミニステージの開催
  - カ 空港・モノレール駅、新聞、ラジオ等での広告掲出
  - キ PR動画のモニター放映（那覇空港、観光案内所等）
- (3) その他留意事項
  - ア 会場の確保、会場使用料（空調設備、テーブル、鏡、莫産、張り出し舞台設置に要する費用を含む）及びそれ以外の付帯設備の使用に要する費用は、公演実施団体において負担すること。
  - イ 公演の広報宣伝用として、各公演実施団体でチラシ等を作成すること。また、チラシ等には必ず事業名（令和4年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業）を記載すること。
  - ウ 公演実施にあたっての会場運営（受付、チケットもぎり、プログラム配布、会場案内等）は原則、各公演実施団体において実施することとし、適正な人員配置を行うこと。
  - エ 公演を実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大予防に係る各種ガイドライン及び施設管理者が定める会場利用（受付、舞台、楽屋等）に関する注意事項

等を遵守すること。

オ 本事業は国の補助を活用して実施するものであり、公演実施団体は経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号）に基づき、適正に執行する必要がある。

#### 11 問い合わせ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階  
沖縄県文化観光スポーツ部文化振興課 文化企画班 担当：又吉  
TEL 098-866-2768 FAX 098-866-2122  
E-mail aa058106@pref.okinawa.lg.jp